

議第19号

緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
米沢平野	米沢市	緊急農村防災対策事業	農地保全・防災	工事費の13/100に相当する額	米沢市
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野②	〃	〃	〃	〃	〃
黄金3	鶴岡市	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	鶴岡市
京田川	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の11/100に相当する額	〃
米沢平野	南陽市	緊急農村防災対策事業	〃	工事費の13/100に相当する額	南陽市
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野②	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野	東置賜郡高島町	〃	〃	〃	高島町
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野②	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野	東置賜郡川西町	〃	〃	〃	川西町
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
米沢 平野②	東置賜郡 川西町	緊急農村防災対策 事業	農地保全・防 災	工事費の13/100に相当する 額	川西町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第20号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
国道287号	米沢		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	米沢市
左沢浮島線	西村山	朝日	雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	朝日町
土内五日町線	新庄		〃	〃	新庄市
最上鬼首線	最上	最上	〃	〃	最上町
長者原下新田線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
泉田新庄線	新庄		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	新庄市
釜淵中田線	最上	金山	〃	〃	金山町
新庄舟形線	〃	舟形	〃	〃	舟形町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第21号

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
飯 田	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の1/10に相当する額	山 形 市
大 滝	最 上	真室川	〃	〃	真室川町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。